

## 第9回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成30年5月23日(水)  
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員会 (6人)  
長 7番 知念 一義  
委員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹  
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆  
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第44号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第46号 農地転用事業計画変更承認申請について(4条)  
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第48号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農政班長 比嘉 貴哉

## 7、会議の概要

- 議長 | ただ今から第9回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 | 全員、出席しております。
- 議長 | 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 | 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 | 異議がございませんので議事録署名員は6番委員と1番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。
- 議長 | 会議についてお諮りします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)  
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 | 議案に入ります。
- 議長 | 議案第44号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 | 議案第44号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の  
意見を求めます。
- 事務局 | 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。
- 事務局 | 番号1番 新里1219 登記、登記現況共に、畑 面積2265㎡  
利用権を設定する者:本部町在住A氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住B氏  
利用権の設定期間:5年(賃貸借)  
添付資料説明
- 事務局 | 番号2番 北里765 登記現況共に、畑 面積1019㎡  
北里766 登記現況共に、畑 面積862㎡  
利用権を設定する者:神奈川県在住C氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住D氏  
利用権の設定期間:5年(賃貸借)  
添付資料説明
- 事務局 | 以上で説明を終わります。
- 議長 | 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。
- 議長 | 質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第44号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第44号は可決致します。
- 議長 | 次に進みます。

議長 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条  
の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の  
可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 大堂392-1 登記現況共に、畑 面積414m<sup>2</sup>  
大堂393 登記現況共に、畑 面積779m<sup>2</sup>  
大堂394-1 登記現況共に、畑 面積628m<sup>2</sup>  
大堂395-1 登記現況共に、畑 面積132m<sup>2</sup>  
大堂424-1 登記現況共に、畑 面積1335m<sup>2</sup>

譲渡人:沖縄市在住E氏  
譲受人:本部町在住F氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:規模拡大  
添付資料説明

番号2番 新里601 登記現況共に、畑 面積406m<sup>2</sup>

譲渡人:名護市在住G氏  
譲受人:本部町在住H氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:規模拡大  
添付資料説明

番号3番 新里602 登記現況共に、畑 面積772m<sup>2</sup>

譲渡人:浦添市在住I氏  
譲受人:本部町在住J氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:規模拡大  
添付資料説明

番号4番 備瀬950-2 登記現況共に、畑 面積149m<sup>2</sup>  
備瀬952 登記現況共に、畑 面積550m<sup>2</sup>

譲渡人:東京都にある企業K  
譲受人:本部町在住L氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:規模拡大  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第45号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第45号は可決致します。  
次に進みます。

議長 議案第46号、農地転用事業計画変更承認申請について(4条)  
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第46号 農地転用事業計画変更承認申請について(4条)  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進などに関する事務処理に基づき、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開きください。今回の申請件数は1件です。

番号1番 瀬底480、478-2 登記 畑、現況 一般個人住宅(建設中)  
申請者:那覇市在住M氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在一般個人住宅を施工中の瀬底480に隣接する瀬底478-2  
を新たに庭を増設するため。  
農地区分:連たん近接の第二種農地  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。意見がありましたら、お願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第46号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第46号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第5条の  
規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の  
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 備瀬242-1 登記現況共に、畑 面積386㎡  
譲渡人:本部町在住N氏  
譲受人:名護市にある企業O  
転用目的:駐車場  
転用理由:新規事業に伴い那覇空港一本部オリオン間の路線バスを運行する  
にあたり、本部オリオンへ乗客を降車後の駐車場、休憩所として使いたい。  
農地区分:生産性の低い農地の第二種農地  
添付資料説明

番号2番 瀬底180 登記現況共に、畑 面積452㎡  
譲渡人:浦添市在住P氏  
譲受人:東京都在住Q氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:住宅環境の良い瀬底島に移住し生活をしたいため。  
農地区分:連たん近接の第二種農地  
添付資料説明

番号3番 瀬底478-2 登記現況共に、畑 面積40㎡  
譲渡人:那覇市在住R氏  
譲受人:那覇市在住S氏  
転用目的:庭として

転用理由:現在、隣接地に住宅建設中ですが、土地が狭く、庭が取れないので希望している。  
農地区分:連たん近接の第二種農地  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

1番委員 補足説明させていただきます。

番号1番は特に事前着工などもなく、航空写真でもわかるように道沿いにある土地でバスの乗り降りにはいい場所なんじゃないかと思います。

番号2番も事前着工などはないのですが水路を挟むのでそれは建設中に整備するのかと思います。

番号3番は隣接地の住宅の建設がもう始まっていましたが土地に関しての問題は特にありませんでした。

補足説明は以上です。

説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第47号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第47号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第48号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第48号 非農地証明願いについて上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 願出人:本部町在住T氏  
申請農地:東599-3 登記、畑 現況、山林原野 面積458㎡  
申請要旨:当該土地は、長い間放置され、雑草・雑木が繁茂されている。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住U氏  
申請農地:石川1014 登記現況共に、畑 面積1102㎡  
申請要旨:当該地は石が多く畑として利用するのに適さず長年使用していない。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号3番 願出人:豊見城市在住V氏  
申請農地:備瀬684 登記、畑 現況、非農地 面積458㎡  
申請要旨:昭和49年から耕作しておらず、長い間放置していたため、雑草・雑木

が生い茂り、畑として使用する事が困難である。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住W氏

申請農地:備瀬241-1 登記現況共に、畑 面積454㎡

申請要旨:長い間放置していた為、畑として使用する事が困難。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

5番委員 補足説明させていただきます。

番号1番は写真でもわかるように長年畑として使われている形跡がなく雑草・雑木が生い茂っていて、周りにも畑として使われていそうなところはありませんでした。

番号2番も写真でわかるように広範囲に雑草・雑木が生い茂り畑として使用するのには困難かと思えます。

番号3番について進入路もなく結構森に近い状態になっていて畑としての使用は困難かと思いきと近くに宿があり周りも畑として使用されているところはありませんでした。

番号4番は写真でもわかるように最近まで使われていた形跡があり、雑草・雑木が生い茂っているわけでもなかったのが畑として使用可能なんじゃないかと思いました。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

6番委員 議案第48号の申請番号4番についてはまだ畑として利用可能な土地だと思うので否決にしたいと思います。

議長 では、議案第48号は番号1番、2番、3番は可決、番号4番は否決としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第48号は番号1番、2番、3番は可決、番号4番は否決と致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

6番 太田 守隆

1番 渡久地 真吾

本部町農業委員会会長

会長 知念 一義